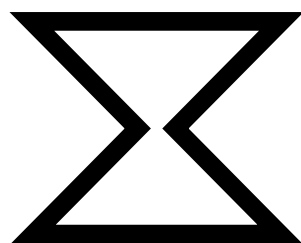


おくやみハンドブック

斎場利用のご案内

葬儀後の各種手続きのご案内



豊橋市

目 次

| | | |
|-----------------------------|----|------|
| < 1 > 斎場のご利用について | 1 | 斎場 |
| < 2 > 葬儀後のお手続き | 5 | |
| 住民登録・印鑑登録証・マイナンバー | 6 | 住民 |
| 国民年金・農業者年金 | 7 | 年金 |
| 厚生年金・恩給 | 8 | |
| 医療保険（国民健康保険・社会保険） | 9 | 医療保険 |
| 医療保険（後期高齢者医療） | 10 | |
| 介護保険・高齢者 | 11 | |
| 障害のある方 | 12 | 介護 |
| 子ども | 15 | 子ども |
| 土地・家屋・空き家の相続、固定資産税、農地・森林 | 18 | 土地・家 |
| 原付・バイク・自動車 | 22 | |
| 医療系免許 | 23 | 医療福祉 |
| 難病・被爆者・石綿被害 | 24 | |
| 上下水道・公共料金 | 25 | 暮らし |
| 市営墓地 | 26 | |
| 市営住宅・コミュニティバス・補助金 | 27 | |
| ペット（犬） | 28 | |
| 市税（未納・滞納） | 28 | |
| < 3 > 各種ご案内 | | |
| その他市役所以外で関連する手続き（一般的なもの） | 29 | その他 |
| 各種ご相談窓口 | 30 | |
| 相続税についてのお知らせ（国税庁） | 32 | |
| 主な施設の住所・連絡先一覧 | 33 | |
| 窓口センター・法務局・税務署・年金事務所・ほいっぷ地図 | 34 | |
| 市役所 各課案内図 | 36 | |

斎場のご利用について

1 火葬について

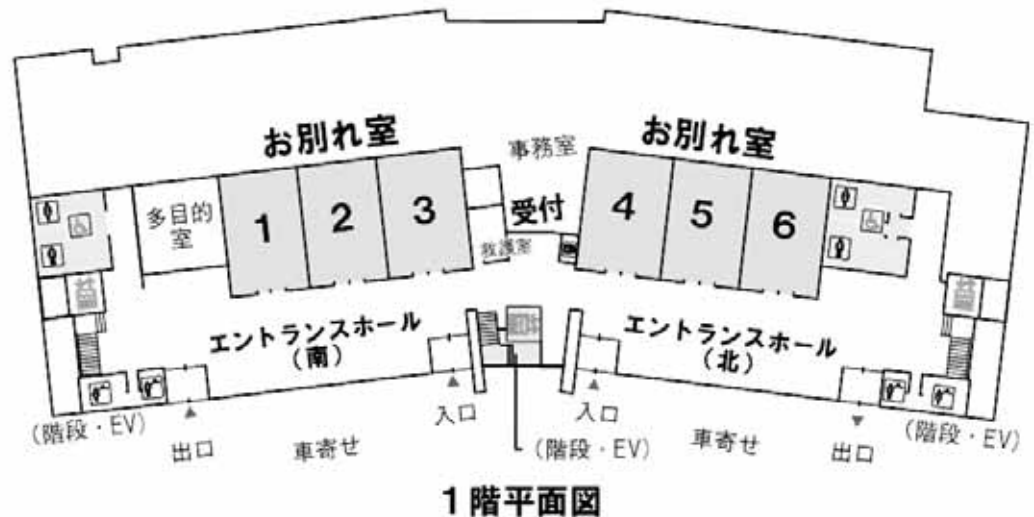
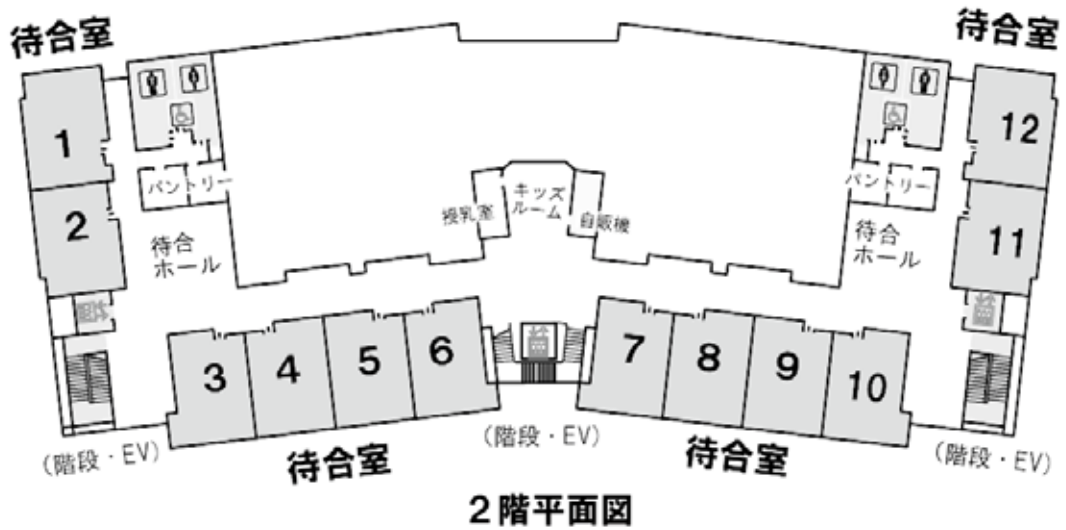
- ① 火葬の予約は、斎場（0532）61-2032 へ午前8時45分～午後5時にご連絡いただくか、葬祭業者をとおしてください。
- ② 来場時間：予約（来場）時間は出棺時間ではなく、斎場への到着時間を示します。予約時間（来場時間）に間に合うように、出棺時間を決めてください。
- ③ 棺の中には、「副葬品の削減に関するお願い」に記載されたものは入れないでください。（火葬炉の故障、異臭の発生、遺骨が汚れる、火葬時間が長くかかるなどの原因になります。）
- ④ 火葬中の待合室利用は無料です。
- ⑤ ペースメーカー・人工骨の利用のご遺体については、事前に斎場までご連絡ください。

2 斎場内の施設（ご自由に利用ください）

- 更衣室（1階）
着替えや着衣の乱れを整えることのできる更衣室があります。
ロッカーが備え付けられています。
- コインロッカー（1階）
貴重品が保管できるロッカーを設置しています。
- 救護室（1階）
ご気分が悪くなられた方は、1階に救護室があります。お気軽に受付（事務室）へご連絡ください。
- キッズルーム（2階）
ホール（中央）に遊具や絵本を備えたキッズコーナーがあります。
- 授乳室（2階）
多目的スペースにおむつ替えベッドを備えた、個室の授乳室があります。
- 自販機コーナー（2階）
キッズルーム横（ホール（中央））に飲料等を提供する自動販売機を設置しています。
- 給茶、給湯（2階）
お部屋に置かれているポットのお茶が無くなった場合は、パントリーで給茶が可能です。
- トイレ（各階）
各トイレのすべてに多目的トイレが配置されています。

3 ご利用上の注意

- 残骨灰の取り扱いについて
収骨後の残骨灰に含まれる遺骨は、墓地埋葬法に照らし、最終供養地等に埋葬しておりますが、残骨灰には、有価物が含まれている可能性があります。遺骨と分別した際に有価物が発生した場合は、売却して市の収益とし、斎場の維持、管理等に活用させていただきますので、ご承知おきください。なお、全ての遺骨をお持ち帰りいただくことも可能です。
- 斎場での喫煙について
斎場には喫煙場所はありません。敷地内（施設内及び駐車場）は禁煙となります。また、周辺道路上でも、地域住民のご迷惑となりますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。
- その他
 - ・ 火葬後にお骨を拾う際は、収骨台が高温となっていますのでご注意ください。
 - ・ 職員への心付け等は固くお断りします。
 - ・ ご利用にあたって出たゴミは、使用者の責任において処理し、持ち帰って処分してください。



- 【凡例】
- エレベータ (EV)
 - 男性トイレ
 - 女性トイレ
 - 多目的トイレ
 - 男性更衣室
 - 女性更衣室
 - コインロッカー



Free Wi-Fi

豊橋市斎場の2階待合ホールは無料でWi-Fiに接続が可能です。



このネットワーク経由で送信される情報を他の人に読み取られる可能性があります。

| | |
|----------|----------------------|
| SSID | : TOYOHASHISHI-SAIJO |
| Password | : toyohashi |

副葬品の削減に関するお願い

故人の愛用品や思い出の品であっても、以下に述べる品物についてはご遺骨や火葬炉の損傷防止及び公害防止のため、棺にお納めにならないようにご協力をお願い致します。
また、ドライアイスは燃焼を妨げるので、ご入場の際は、棺から取り出してください。

火葬に付してはいけない副葬品等（例）

(1) ～ (6) の項目に該当するものは、火葬に付さないようお願いいたします。

(1) スプレー缶、乾電池、缶詰製品等（破裂し、炉内部が損傷するおそれ）



(2) ガラス製品、陶磁器、金属等（融解し、収骨へ支障をきたすおそれ）



(3) プラスチック、ゴム製品等（融解し収骨へ支障をきたすおそれ、及び周辺環境へ影響を及ぼすおそれ）



(4) 果物、アルコールやジュース等（異臭が発生するおそれ）



(5) 書籍や紙、毛布や綿の寝具等 (燃え難く大量の灰が発生するおそれ)



(6) 生花吸水フォーム等 (難燃性物質) (不完全燃焼により機器故障のおそれ)



※ペースメーカー及び類似する機器の有無の確認及び斎場への連絡は必ず行ってください。
ペースメーカーが火葬中に爆発し、ご遺体の損傷、火葬炉内の破損につながる恐れがあります。
事前に豊橋市斎場に連絡いただきますようお願い致します。

※ご遺体の状態や副葬品の影響等により、収骨が思うようにできないことがあります。あらかじめご了承ください。

ここに示されているものの以外でも、不明な点がありましたら、斎場へご相談ください。

豊橋市斎場

〒440-0836 豊橋市飯村町字北池上 52 番地

電話番号 : 0532-61-2032

F A X 番号 : 0532-64-4801

指定管理者 : PFI 豊橋市斎場株式会社



葬儀後のお手続き

<1>お手続きの方法

お手続きには、① ②の2通りの方法があります。

① 「おくやみコーナー」を利用する方法

おくやみコーナーでできること

- ・各手続きをまとめてご案内
- ・申請書一括入力サービスによる書類記入の負担軽減

② 市民課にて各手続きをご案内し、各課へ出向いて手続きを行う方法 (お急ぎの方やおくやみコーナーを利用しない方)

<2>「おくやみコーナー」の予約・利用について

ご利用には、前日までに予約が必要です。

- 場 所 豊橋市役所 西館1階 市民課
- 予約方法 電話にて受付 ☎ (0532) 51-2276
- 予約受付 午前8時30分～午後5時15分 ※市役所開庁時間
- 利用枠 ①午前9時 ②午前10時 ③午前11時
④午後1時30分 ⑤午後2時30分 ⑥午後3時30分
(所要時間 約45分)

※1日の予約数に限りがあります。ご希望に添えない場合があります。

※当日は、市民課の窓口で番号札をお取りください。④・⑤窓口でお呼びします。

※外国籍の方もご利用いただけます。通訳が必要な方は予約の際にお伝えください。

<3>ご持参いただくもの

①亡くなった方

- 各手続きの案内に記載のもの(印鑑登録証、被保険者証、受給者証、年金手帳など)

②お越しいただく方

- 本人確認書類

(1) 官公庁が発行した写真付きの身分証明書

(マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど有効期限内のもの)

(2) (1)がない場合は以下から2点

(被保険者証(健康保険、介護保険)、年金手帳など)

③相続人代表・喪主の方で、該当する手続きがある方

- 預貯金通帳
- 会葬礼状または死亡診断書と葬儀の領収書など

<4>ハンドブック内のQRコードの使い方

ハンドブックに記載されているQRコードはスマートフォンなどで読み取ってください。
豊橋市ホームページの各手続きの詳細な説明を表示します。

※市役所開庁時間 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝休日、12月29日～1月3日を除く)

住民登録・印鑑登録証・マイナンバー

世帯主の方

手続き

- 世帯主変更届（亡くなった方以外に、世帯員が2名以上いる場合は、新たな世帯主を届出）

受付窓口

以下の（1）または（2）

- （1）市民課 ☎ 51-2276（西館1階 ④番窓口）
- （2）お近くの窓口センター

・外国籍の方 ・外国籍の方の在留資格に関する方

手続き

- 在留カードの返却
- 特別永住者証明書の返却
- 在留に関する各種手続き
- 本国への死亡報告手続き（本国の在日大使館、在日領事館）

受付窓口

名古屋出入国在留管理局 豊橋港出張所 ☎ 32-6567（神野ふ頭町3-11）

印鑑登録証・住民基本台帳カード・マイナンバーカード・ 通知カードをお持ちの方

手続き

- カードの返却（印鑑登録証、住民基本台帳カード）
※マイナンバーカード、通知カードはそのままお持ちいただいても構いません。

持ち物

- 印鑑登録証
- 住民基本台帳カード

受付窓口

以下の（1）または（2）

- （1）市民課 ☎ 51-2276（西館1階 ④番窓口）
- （2）お近くの窓口センター



国民年金・農業者年金

国民年金保険料を納付したが、年金を受給していない方

手続き

- 死亡一時金請求
- 遺族基礎年金請求
- 寡婦年金請求

持ち物

<亡くなった方>

- 年金手帳 または 基礎年金番号通知書

<請求者の方>

- 預貯金通帳
- マイナンバーのわかるもの（お持ちの方）

<代理人が手続きするとき>

- 委任状（日本年金機構所定） ※他に書類等が必要となる場合があります。

受付窓口

国保年金課 ☎ 51-2290（西館1階 ⑨番窓口）

詳細についての問い合わせ先

豊橋年金事務所 ☎ 33-4111（自動音声案内1→1） ※手続きには事前予約が必要です。

国民年金（老齢基礎年金）を受給している方

手続き

- 年金受給権者死亡届
- 未支給年金請求（老齢基礎年金）

持ち物

問い合わせ先へ確認してください。

詳細についての問い合わせ先

- ・豊橋年金事務所 ☎ 33-4111（自動音声案内1→1） ※手続きには事前予約が必要です。
- ・「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570-05-1165

農業者年金を受給している方

手続き

- 年金受給権者死亡届

持ち物

- 農業者年金証書
- 戸籍謄本等
- 印鑑
- 振込口座のわかるもの

※他に書類が必要な場合があります。
まず受付窓口までご連絡ください。

受付窓口

豊橋農業協同組合 総務部組合員課 ☎ 25-7055（事前予約要）

国民年金・厚生年金・恩給

国民年金（障害・遺族・寡婦年金等）を受給している方

手続き

- 年金受給権者死亡届
- 未支給年金請求（障害、遺族、寡婦年金等）

持ち物

<亡くなった方>

- 年金証書（見当たらない場合は不要）

<請求者の方>

- 預貯金通帳
- マイナンバーのわかるもの（お持ちの方）

<代理人が手続きするとき>

- 委任状（日本年金機構所定） ※他に書類等が必要となる場合があります。

受付窓口

国保年金課 ☎ 51-2290（西館1階 ⑨番窓口）

詳細についての問い合わせ先

豊橋年金事務所 ☎ 33-4111（自動音声案内1→1） ※手続きには事前予約が必要です。

厚生年金に加入・受給している方

手続き

- 年金受給権者死亡届
- 未支給年金請求
- 遺族厚生年金請求

持ち物

問い合わせ先へ確認してください。

詳細についての問い合わせ先

- ・豊橋年金事務所 ☎ 33-4111（自動音声案内1→1）
- ・「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570-05-1165 ※手続きには事前予約が必要です。

恩給を受給している方

以下の受付窓口へ直接お問い合わせください。

受付窓口

総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400

医療保険（国民健康保険・社会保険）

国民健康保険に加入している方

手続き

- 国民健康保険資格喪失届
- 被保険者証の返却
- 高齢受給者証の返却（70歳以上74歳以下）
- 葬祭費支給申請（葬儀を行った喪主の方へ5万円を支給）
- 各種認定証等の返却（お持ちの方のみ）

持ち物

- 被保険者証
- 高齢受給者証（70歳以上74歳以下）

<葬儀を行った方>

- 喪主の名前が確認できるもの（会葬礼状または領収書など）
- 喪主の預貯金通帳

<該当する方のみ>

- 限度額適用認定証
- 食事（生活）療養標準負担額減額認定証
- 限度額適用・食事（生活）療養標準負担額減額認定証
- 特定疾病療養受療証

<世帯主の方が亡くなったとき>

- 同世帯の国民健康保険加入者全員の被保険者証
- 高齢受給者証（70歳以上74歳以下）
- 各種認定証等

受付窓口

以下の（1）または（2）

- (1) 国保年金課 ☎ 51-2293（西館1階 ⑧番窓口）
- (2) お近くの窓口センター

職場の健康保険に加入している方

受付窓口

- (1) 職場の健康保険の資格喪失手続きは、勤務先にお問い合わせください。
- (2) 亡くなられた方の職場の健康保険の扶養になっている方で、国民健康保険への加入を希望される方は手続きが必要ですので、国保年金課（☎ 51-2293）へお問い合わせください。

医療保険（後期高齢者医療）

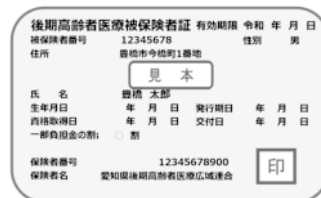
後期高齢者医療制度に加入している方

手続き

- 被保険者証の返却
- 葬祭費支給申請（葬儀を行った喪主の方へ5万円を支給）
- 各種認定証等の返却（お持ちの方のみ）

持ち物

- 被保険者証
- <葬儀を行った方>
 - 喪主の名前が確認できるもの（会葬礼状または領収書など）
 - 喪主の預貯金通帳
- <該当する方のみ>
 - 限度額適用認定証
 - 限度額適用・標準負担額減額認定証
 - 特定疾病療養受療証
 - 福祉医療費受給者証（マル福）



受付窓口

- 以下の（1）または（2）
- （1）国保年金課 ☎ 51-2344（東館3階 後期高齢者医療窓口）
 - （2）お近くの窓口センター

亡くなられた方が世帯主であり、同世帯の方が国民健康保険に加入している場合

手続き

- 国民健康保険の世帯主変更
- 各種認定証等の返却（お持ちの方のみ）

持ち物

- 国民健康保険の方全員の被保険者証
- 高齢受給者証（70歳以上74歳以下）
- <お持ちの方>
 - 限度額適用認定証
 - 食事（生活）療養標準負担額減額認定証
 - 限度額適用・食事（生活）療養標準負担額減額認定証
 - 特定疾病療養受療証

受付窓口

- 以下の（1）または（2）
- （1）国保年金課 ☎ 51-2293（西館1階 ⑧番窓口）
 - （2）お近くの窓口センター

介護保険・高齢者

介護保険被保険者の方

手続き

- 介護保険被保険者証の返却
- 介護保険負担割合証等の返却（要介護・要支援認定を受けていた方）

持ち物

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証 などの関連証書

受付窓口

以下の（1）または（2）

- （1）東三河広域連合介護保険課豊橋窓口 ☎ 51-3130（東館3階 長寿介護課）
- （2）お近くの窓口センター

| 介護保険被保険者証 | |
|---------------------------------------|---|
| 番 号 | ○○○○○○○○○○ |
| 住 所 | 豊橋市今橋町1番地 |
| フリガナ | 見 本 |
| 氏 名 | 豊橋 太郎 |
| 生年月日 | |
| 性 別 | 男・女 |
| 交付年月日 | |
| 保 険 者 番 号 並びに保 険 者 の 名 称 所在地及び印 | 東三河広域連合 豊橋市八町通二丁目16番地 電話番号 (0532) 26-8460 |

要介護（要支援）認定申請中の方

手続き

- 要介護（要支援）認定申請取下の届出 ※該当者へ担当課よりご連絡します。

持ち物

- 介護保険資格者証

受付窓口

東三河広域連合介護保険課豊橋窓口 ☎ 51-3133（東館3階 長寿介護課）

高齢者タクシー料金助成券・高齢者交通助成券をお持ちの方

手続き

- 助成券の返還

受付窓口

長寿介護課 ☎ 51-3134（東館3階）

緊急通報装置の貸与がある方

手続き

- 緊急通報装置の撤去・返還

受付窓口

長寿介護課 ☎ 51-3134（東館3階）

障害のある方

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方

手続き

- 手帳の返却

持ち物

- 亡くなった方の手帳
- 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

(身体)



受付窓口

(療育)



障害福祉課 (身体・療育) ☎ 51-2345
東館 1階 ⑪番窓口

(精神) ☎ 51-2312 FAX 56-5134
東館 1階 ⑬番窓口

- ・ 障害福祉サービス
- ・ 障害児通所支援
- ・ 地域相談支援
- ・ 地域生活支援

の受給者証をお持ちの方

手続き

- 受給者証の返還

持ち物

- 亡くなった方の受給者証

受付窓口

障害福祉課 ☎ 51-2347 FAX 56-5134 東館 1階 ⑫番窓口

自立支援医療受給者証（精神通院・更生医療）をお持ちの方

手続き

- 受給者証の返還

持ち物

- 亡くなった方の受給者証
- 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

受付窓口

障害福祉課 (精神通院) ☎ 51-2312
東館 1階 ⑬番窓口

(更生医療) ☎ 51-2345 FAX 56-5134
東館 1階 ⑪番窓口

障害のある方

障害者（精神障害者）医療費助成を受給している方

手続き

- 受給者証の返還

持ち物

- 亡くなった方の手帳
- 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

受付窓口

障害福祉課 ☎ 51-2312 FAX 56-5134 東館1階 ⑬番窓口



心身障害者扶養共済制度（心身障害者の保護者（加入者）の方）

手続き

- 年金請求

持ち物

- 加入者の住民票（除票）の写し（原本）
- 年金受給権者（障害者）の住民票の写し（原本）
- 年金管理者の住民票の写し（原本）
- 年金受給権者または年金管理者の振込先口座のわかるもの（預貯金通帳など）
- 加入証書
- 死亡診断書の写し（原本又はコピー）

受付窓口

障害福祉課 ☎ 51-2312 FAX 56-5134 東館1階 ⑬番窓口

心身障害者扶養共済制度（年金支給を開始前の心身障害者の方）

手続き

- 弔慰金請求

持ち物

- 心身障害者の住民票（除票）の写し（原本）
- 加入者（保護者）の住民票の写し（原本）
- 加入者の振込先口座のわかるもの（預貯金通帳など）
- 加入証書

受付窓口

障害福祉課 ☎ 51-2312 FAX 56-5134 東館1階 ⑬番窓口

障害のある方

心身障害者扶養共済制度（扶養共済年金受給中の方）

手続き

- 年金支給終了手続

持ち物

- 心身障害者の住民票（除票）の写し（原本）
- 年金証書

受付窓口

障害福祉課 ☎ 51-2312 FAX 56-5134 東館1階 ⑬番窓口

- ・ 豊橋市障害者扶助料
- ・ 障害児福祉手当
- ・ 特別障害者手当
- ・ 在宅重度障害者手当

を受給している方

手続き

- 喪失手続

持ち物

- 亡くなった方の本人確認書類（障害者手帳など）
- 相続人（住民票上同一世帯の配偶者・子・父・母の順）の名義の預貯金通帳など
※在宅重度障害者手当は、生計を一にしていた同一住所・別世帯の親族を含む

受付窓口

障害福祉課 ☎ 51-2345 FAX 56-5134 東館1階 ⑪番窓口

特別児童扶養手当を受給している方またはその対象児童

手続き

<受給者が亡くなったとき>

- 喪失手続・新受給者の新規申請

<対象児童が亡くなったとき>

- 喪失または額改定（減額）手続

持ち物

- 対象児童名義の預貯金通帳
- 特別児童扶養手当証書

- 受給者のマイナンバーがわかるもの
- 特別児童扶養手当証書

受付窓口

障害福祉課 ☎ 51-2345 FAX 56-5134 東館1階 ⑪番窓口

こども（手当）

児童手当を受給している方 または その対象児童

手続き

<受給者が亡くなったとき>

- 受給事由消滅届
- 未支払請求書
- 認定請求書

<対象児童が亡くなったとき>

- 受給事由消滅届 または 額改定届（減額）

持ち物

- 預貯金通帳（児童 及び 保護者など）
 - 健康保険証（保護者など）
- ※ 3歳未満の児童がいる場合のみ

期 限

亡くなった日の翌日から 15 日以内

受付窓口

子育て支援課 ☎ 51-3161 東館 2 階 ⑱番窓口



※特別児童扶養手当を受給されている方、またはその対象児童が亡くなったときは P14 をご覧ください。

- ・ 児童扶養手当
- ・ 愛知県遺児手当
- ・ 豊橋市母子父子福祉手当

を受給している方 または
その対象児童

手続き

<受給者が亡くなったとき>

- 死亡届
- 未支払手当請求書

<対象児童が亡くなったとき>

- 資格喪失届 または 額改定届（減額）

持ち物

- 預貯金通帳（児童）

期 限

速やかに手続きしてください。

受付窓口

子育て支援課 ☎ 51-2320 東館 2 階 ⑱番窓口



※配偶者が亡くなった方で 18 歳到達年度終了までの児童（※ 1）を養育するひとり親家庭の方は、児童扶養手当等を受給できる場合がありますので、子育て支援課までお問い合わせください。

※ 1 児童に障害がある場合、20 歳まで延長される場合があります。

こども（医療費・小学生・中学生）

子ども医療費助成を受給している方 または その対象児童

手続き

<受給者が亡くなったとき>

変更届

<対象児童が亡くなったとき>

喪失届

持ち物

子ども医療費受給者証

子ども医療費受給者証

受付窓口

子育て支援課 ☎ 51-2335 東館2階 ⑱番窓口

| 豊橋市内のみ有効 | |
|---------------|------------|
| 81 子ども医療費受給者証 | |
| 受給者番号 | ○○○○○○○○ |
| 住所 | 豊橋市今橋町1番地 |
| 受給者氏名 | 豊橋 太郎 |
| 子ども氏名 | 見本 |
| 生年月日 | 令和2年1月1日 男 |
| 有効期間 | ～ |
| 発行機関名及び印 | 豊橋市長 印 |
| 交付年月日 | 年 月 日 |



母子父子家庭等医療費助成を受給している方 または その対象児童

手続き

<受給者が亡くなったとき>

喪失届

<対象児童が亡くなったとき>

喪失届 または 変更届（減員）

持ち物

母子父子家庭等医療費受給者証

母子父子家庭等医療受給者証

受付窓口

子育て支援課 ☎ 51-2335 東館2階 ⑱番窓口



※ 18歳到達年度終了までの児童を養育するひとり親家庭の場合、母子父子家庭等医療費助成を受給できる場合がありますので、子育て支援課までお問い合わせください。

就学援助を受けている児童生徒の保護者の方

手続き

就学援助変更申請

※新たに就学援助を受けたい方は、事前にご相談ください。

持ち物

※ 事前にお問合せください。

受付窓口

学校教育課 ☎ 51-2825 東館11階

こども（小学生・中学生）

児童生徒の保護者の方

手続き

- 保護者変更届

持ち物

- 本人確認書類（届出人）

受付窓口

以下の（1）または（2）

- （1）学校教育課 ☎ 51-2817 東館 11 階
- （2）お近くの窓口センター

● ひとり親家庭相談

○ ひとり親家庭などの支援相談

ひとり親家庭などの相談・支援（就労支援、自立支援等）に関すること

子育て支援課 ☎ 51-2320

毎週月～金曜日 午前10時～午後4時 電話相談可

○ ひとり親家庭心配ごと電話相談

豊橋市母子福祉会 ☎ 56-7100

毎月第2火曜日（祝・休日を除く） 午前9時～午後3時

土地・家屋・空き家の相続

固定資産（土地・家屋）の相続登記

（令和6年4月1日から義務化）

受付窓口

名古屋法務局豊橋支局（相談は予約制） ☎ 54-9278（自動音声案内）
豊橋市大国町 111（豊橋地方合同庁舎 5 階）

法定相続情報証明制度

◇相続手続きがいくつもある場合に

この制度は、戸除籍謄本等に記載されている法定相続人を明らかにする制度です。

申出人（相続人）が法務局に申出書、法定相続人を一覧にした図（一覧図）、戸除籍謄本等を提出すると、法務局は申出人に認証文を付した一覧図の写しを無料で交付します。

一般に、預金の払戻しや相続登記など相続の手続きが複数ある場合に、手続きを行う窓口ごとに戸籍の束を提出しなければなりません。この一覧図の写しは、各種の相続手続きにおいて、戸籍の束の代わりに提出して利用することができます。

受付窓口

名古屋法務局豊橋支局 ☎ 54-9278（自動音声案内）
豊橋市大国町 111（豊橋地方合同庁舎 5 階）

空家及びその敷地を相続するとき

手 続 き

- 相続をして3年以内の空家及びその敷地の譲渡所得に係る3,000万円特別控除の特例措置を受けるための確認申請

※必須の手続きではありません。詳しくは、受付窓口へお問い合わせください。

持 ち 物

- 被相続人の住民票（除票）の写し
- 相続人の住民票の写し
- 売買契約書の写し など

受付窓口

建築物安全推進課 ☎ 51-2561 東館 3 階



固定資産税（土地・家屋）

固定資産をお持ちの方が亡くなったが、 相続登記の手続きがすぐにできないとき

手続き

- 納税義務者申告書の提出

持ち物

- 納税義務者申告書
※固定資産税納税通知書の送付先を申告するものです。
所有権や相続割合を決めるものではありません。
※相続登記の手続きがすぐにできない場合、納税義務者を相続人へ変更する手続きが必要です。
（相続人が複数人の場合は、手続きの説明までとなります。）
※資産税課より封書が届きますので、ご確認ください。
 - ① 1～5月に亡くなった方 6月下旬 発送
 - ② 6～12月に亡くなった方 亡くなった月の翌月下旬 発送封書が届かない場合や亡くなった方が市外の方の場合は、受付窓口までご連絡ください。

受付窓口

資産税課 ☎ 51-2213 東館2階 ⑳番窓口

未登記家屋をお持ちの方

手続き

- 未登記家屋の名義変更

持ち物

- 未登記家屋の課税台帳登録所有者（納税義務者）変更届
- 相続されたことがわかる書類の写し（遺産分割協議書、遺言書など）
※未登記家屋とは、登記されていない家屋のことです。
※資産税課より封書が届きますので、ご確認ください。
 - ① 1～5月に亡くなった方 6月下旬 発送
 - ② 6～12月に亡くなった方 亡くなった月の翌月下旬 発送封書が届かない場合や亡くなった方が市外の方の場合は、受付窓口までご連絡ください。

受付窓口

資産税課 ☎ 51-2213 東館2階 ⑳番窓口



共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表の方

手続き

- 共有代表者の変更

持ち物

- 代表者変更届 ※手続きの説明までとなる場合があります。

受付窓口

資産税課 ☎ 51-2213 東館2階 ⑳番窓口



農地・森林

農地を相続したとき

手続き

- 農地法第3条の3の規定による届出（相続等による農地の権利取得の届出）

持ち物

- 相続されたことがわかる土地の登記事項証明書が提出された場合は、農地基本台帳に反映されます。

受付窓口

農業委員会事務局 ☎ 51-2950 西館3階

農地を相続するとき（相続税の算定に際し必要な方）

手続き

- 農用地証明申請

持ち物

- 農地の情報（所有者名・所有者住所・所在地・地積）がわかるもの
〈固定資産税・都市計画税納税通知書 など〉

受付窓口

農業企画課 ☎ 51-2470 西館3階



森林を相続したとき（地域森林計画の対象である森林のみ）

手続き

- 森林の土地の所有者届出書

持ち物

- 森林の土地の位置を示す地図〈公図など〉
- 相続されたことがわかる書類の写し
〈土地の登記事項証明書、遺産分割協議書 など〉

期限

相続開始の日から90日以内

受付窓口

農業支援課 ☎ 51-2475 西館3階



農地・森林

土地改良区の受益地（農地等）を相続したとき

手続き

- 組合員の資格得喪の通知（土地改良法第 43 条第 1 項の規定による）

持ち物

- 各土地改良区へ確認してください。

期 限

相続登記後すみやかに

受付窓口

| 土地改良区名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|-------------------|--------------|
| 松原用水 | 豊川市行明町大井後 93 | 0533-86-0220 |
| 牟呂用水 | 新城市一畝田字西浦 7 番地の 2 | 0536-26-0016 |
| 豊川総合用水 | 豊橋市今橋町 8 | 0532-54-8278 |
| 神野新田 | 豊橋市神野新田町字会所前 66 | 0532-45-7476 |
| 高豊 | 豊橋市伊古部町字多岸田 304 | 0532-21-2040 |
| 二川 | 豊橋市三弥町字三ツ家 3-6 | 0532-41-0519 |
| 豊橋開拓 | 豊橋市北山町字東浦 6-2 | 0532-45-1893 |
| 豊橋南部 | 豊橋市老津町字岩塚 118 | 0532-23-0251 |
| 豊橋北部 | 豊橋市石巻町字出口 47 | 0532-88-4502 |
| 豊橋北西部 | 豊橋市前芝町字北堤 38-3 | 0532-34-1404 |
| 豊橋西部 | 豊橋市神野新田町字ユノ割 35 | 0532-31-5197 |



松原用水



牟呂用水



豊川総合用水

該当する土地改良区がご不明な場合は、以下へご相談ください。

農地整備課 ☎ 51-2490 西館 3 階

原付・バイク・自動車

原動機付自転車（125cc または 1.0Kw 以下のバイク） 小型特殊自動車（トラクター、フォークリフトなど）の所有者

手続き

- 廃車 または 名義変更

持ち物

- ナンバープレート（廃車の場合は必ず）
- 標識交付証明書
- 免許証等（窓口にて手続きに来た方）

受付窓口

資産税課 ☎ 51-2210 東館 2 階 ⑳番窓口

バイク（125cc 超）の所有者

手続き

- 廃車 または 名義変更

受付窓口

愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2049 豊橋市神野新田町字京ノ割 20 番地 3

軽自動車の所有者

手続き

- 廃車 または 名義変更

受付窓口

軽自動車検査協会愛知主管事務所豊橋支所 ☎ 050-3816-1771 豊橋市神野新田町字京ノ割 18 番地

軽自動車税（種類別）のお問合せ先

資産税課 ☎ 51-2210

普通自動車の所有者

手続き

- 廃車 または 名義変更

受付窓口

愛知運輸支局豊橋自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2049 豊橋市神野新田町字京ノ割 20 番地 3

普通自動車税のお問合せ先

東三河県税事務所 ☎ 35-6130

医療系免許等

| | |
|--|---|
| 医療系免許等を有する方 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師 ・助産師 ・理学療法士 ・臨床検査技師 ・歯科医師 ・看護師 ・作業療法士 ・衛生検査技師 ・薬剤師 ・准看護師 ・視能訓練士 ・保健師 ・診療放射線技師 ・管理栄養士 |
| 手続き | |
| <input type="checkbox"/> 籍（名簿）登録まっ消（消除）申請 | |
| 持ち物 | |
| <input type="checkbox"/> 籍（名簿）登録まっ消（消除）申請書 | |
| <input type="checkbox"/> 各種免許証 | |
| <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍謄本（抄本） | |
| 期限 | |
| 亡くなった日の翌日から起算して30日以内 | |
| 受付窓口 | |
| ①健康政策課 ☎ 39-9101 保健所・保健センター「ほいっぷ」2階 | |
| ②〈臨床検査技師、衛生検査技師のみ〉生活衛生課 ☎ 39-9124 保健所・保健センター「ほいっぷ」2階 | |

| |
|--------------------------------------|
| 登録販売者の方 |
| 手続き |
| <input type="checkbox"/> 販売従事登録消除申請 |
| 持ち物 |
| <input type="checkbox"/> 販売従事登録消除申請書 |
| <input type="checkbox"/> 販売従事登録証 |
| 期限 |
| 亡くなった日の翌日から起算して30日以内 |
| 受付窓口 |
| 健康政策課 ☎ 39-9101 保健所・保健センター「ほいっぷ」2階 |

| |
|---|
| 栄養士免許を有する方 |
| 手続き |
| <input type="checkbox"/> 名簿登録抹消申請・免許証返納 |
| 持ち物 |
| <input type="checkbox"/> 名簿登録抹消申請書・免許証返納届 |
| <input type="checkbox"/> 栄養士免許証 |
| <input type="checkbox"/> 死亡診断書または戸籍謄本（抄本） |
| 期限 |
| 亡くなった日の翌日から起算して30日以内 |
| 受付窓口 |
| 健康政策課 ☎ 39-9101 保健所・保健センター「ほいっぷ」2階 |

難病・被爆者・石綿被害

特定医療費受給者証をお持ちの方

手続き

- 特定医療費受給者証の返還届出

持ち物

- 特定医療費受給者証

受付窓口

健康増進課 ☎ 39-9140 保健所・保健センター「ほいっぷ」1階

被爆者健康手帳をお持ちの方

手続き

- 死亡届出
- 葬祭料支給の申請

持ち物

- 被爆者健康手帳
※葬祭料支給申請の必要書類は、受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

- ①健康増進課 ☎ 39-9134 保健所・保健センター「ほいっぷ」1階
- ②愛知県健康対策課 原爆・アレルギー対策グループ ☎ 052-954-6268

石綿健康被害救済制度

給付を受けていた方

給付を受ける前の方

手続き

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 葬祭料の支給申請 (葬儀を行った場合)<input type="checkbox"/> 救済給付調整金の請求申請 (給付された医療費・療養費の合計が 280万円に満たない場合) | <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 特別遺族弔慰金の請求申請<input type="checkbox"/> 特別葬祭料の請求申請 |
|--|---|

※請求の期限がありますので、受付窓口へご確認ください。

持ち物

※必要書類などは受付窓口へお問い合わせください。

受付窓口

- ①独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）石綿健康被害救済部 ☎ 0120-389-931
- ②健康増進課 ☎ 39-9133 保健所・保健センター「ほいっぷ」1階

(ERCA)



(健康増進課)



上下水道・公共料金

上下水道の使用者（契約者）の方

手続き

- 使用中止
- 使用者変更 ※受付窓口へ電話で連絡し、手続きを行ってください。

受付窓口

上下水道局お客さま料金センター ☎ 51-2712 上下水道局 2 階

下水道に接続されており、井戸水を使用している 使用者（契約者）の方 または ご家族の方

手続き

- 世帯人数の変更 ※受付窓口へ電話で連絡し、手続きを行ってください。

受付窓口

上下水道局お客さま料金センター ☎ 51-2712 上下水道局 2 階

その他の公共料金

手続き

- NHK 受信料 ☎ 0120-15-1515 （午前 9 時～午後 6 時 土日も受付）
 - 固定電話
 - 携帯電話
 - インターネット
 - 電気
 - ガス
 - ケーブルテレビ
- } 各契約会社へ

市営墓地

市営墓地を使用したいとき

手続き

- 市営墓地の使用申請

持ち物

- 市営墓地使用許可申請書
- 火（埋）葬許可証または改葬許可証
- 申請者と焼骨との関係を証する書類

※市営墓地を使用するには条件があります。詳しくは受付窓口へお問合せください。

受付窓口

福祉政策課 ☎ 51-2369 東館 3 階



使用している市営墓地にお骨を納めたいとき

手続き

- 納骨の届出

持ち物

- 市営墓地納骨届
- 納骨するお骨の火（埋）葬許可証または改葬許可証

受付窓口

福祉政策課 ☎ 51-2369 東館 3 階



市営墓地使用者が亡くなったとき

手続き

- 使用者の変更（名義変更）申請

持ち物

- 市営墓地使用权承継申請書
- 市営墓地使用許可証
- 前使用者と承継者（お墓を引き継ぐ方）との関係を証する書類
- <承継者が豊橋市の住民ではない場合>住民票の写し（世帯全員、続柄の記載のあるもの）
- その他（事情により必要となることがあります。）

受付窓口

福祉政策課 ☎ 51-2369 東館 3 階



市営住宅・コミュニティバス・補助金

市営住宅にお住まいの方

手続き

- 世帯員変更の届出
- 名義変更の手続き
- 退去の手続き

※手続き等は全て市営住宅管理センターで行っています。

持ち物

- 死亡届 または 死亡診断（死体検案）書の写し

受付窓口

市営住宅管理センター ☎ 57-1006 豊橋市神明町 74 豊橋フロントビル 5 階

「愛のりくん」利用者登録申請を行った方

※「愛のりくん」は細谷、小沢、高根、豊南地区を運行するコミュニティバスです。

手続き

- 「愛のりくん」利用者登録証の返却

表面

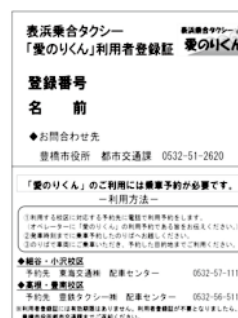
持ち物

- 「愛のりくん」利用者登録証

裏面

受付窓口

都市交通課 ☎ 51-2620 東館 9 階



補助金の受給者の方

- ・ 家庭用エネルギー設備等
- ・ 住宅用充給電設備
- ・ 次世代自動車等
- ・ 電動アシスト自転車

手続き

- 処分承認申請書の提出（定められた期間が経過していない場合）
※補助金の返還が必要となる場合があります。

持ち物

- 各種証明書 ※受付窓口へ連絡し、必要な証明書をご確認ください。

受付窓口

ゼロカーボンシティ推進課 ☎ 51-2419 西館 5 階

ペット（犬）・市税（未納・滞納）

亡くなった方の犬を新たに所有されるとき

手続き

- 犬の所有者の変更

持ち物

- 鑑札など、犬の登録がわかるもの ※必ず事前に受付窓口へお問い合わせください。

期限

犬の所有者に変更があってから 30 日以内

受付窓口

生活衛生課 ☎ 39-9127 保健所・保健センター「ほいっぷ」2 階

未納・滞納の税がある方

手続き

- 今後の納税に関する 手続き・納付について
※亡くなった方の税をご確認いただき、残っているときは納付書などの発行を依頼して納付してください。

持ち物

- 本人確認書類（運転免許証など）（窓口に来られた相続人の方）
- 相続関係が確認できるもの（同一世帯以外の相続人がお越しいただくとき）

受付窓口

納税課 ☎ 51-2241 西館 2 階 ②番窓口（納税相談）

市民税・県民税の納税通知書の送付先を変更したいとき

手続き

- 送付先変更届（必要ない場合もあります）

持ち物

- 納税義務者（亡くなった方）の本人確認書類（運転免許証など）の写し
- 届出人の本人確認書類（運転免許証など）
※必ず両方の書類をお持ちください。

受付窓口

市民税課 ☎ 51-2200 西館 2 階 ②番窓口

その他市役所以外で、関連する手続き（一般的なもの）

| 確認欄 | 主な手続き | 問合せ先 |
|-----|--------------------------|--|
| | 遺言書検認・開封 遺産分割調停等 | 名古屋家庭裁判所豊橋支部 大国町 110 ☎ 52-3212 |
| | 相続放棄・限定承認 | 名古屋家庭裁判所豊橋支部 大国町 110 ☎ 52-3212 |
| | 豊橋公証人合同役場 | 豊橋市駅前大通二丁目 81 emCAMPUS EAST 4 階 ☎ 52-2312 |
| | 普通自動車税 | 東三河県税事務所（東三河総合庁舎）豊橋市八町通 5-4 ☎ 35-6130 |
| | 生命保険・個人年金保険 等 | 加入していた生命保険会社又は代理店 |
| | 預貯金口座等 | 各金融機関 |
| | 国債 | 償還金支払い場所または証券保管証書に記載の郵便局 |
| | 企業年金 個人型確定拠出年金（iDeCo） | 各企業年金基金等又は企業年金連合会（年金相談室） ☎ 0570-02-2666 各契約金融機関等 |
| | クレジットカード | 各契約会社 |
| | ケーブルテレビ | 各契約会社 |
| | 未支給失業等給付金 | 失業等給付を受給していたご家族を亡くされたご遺族の方 （死亡した日の翌日から 6 か月以内） ハローワーク豊橋 大国町 111 豊橋合同庁舎 1 階 ☎ 52-7191 |
| | 遺族補償年金（給付）等 | 労働災害によって亡くなられた方のご遺族の方。 受給資格等については下記にご確認ください。 豊橋労働基準監督署 大国町 111 豊橋合同庁舎 ☎ 54-1194 |
| | 各種免許について | 返還が必要な場合がありますので、それぞれご確認ください。 |
| | 埋葬料・埋葬費 | 加入されている健康保険協会、組合でご確認ください。 （国民健康保険は p 9 参照） |
| | 購読新聞 | 各新聞販売店 |

各種ご相談窓口

●外国人の方

| | | |
|------------------------|--------------------------|---|
| 市政全般・日常生活の問題 | 市役所 多文化共生・国際課 | ☎ 54-8205、51-2067 |
| 日常生活など身近な相談 | 豊橋市国際交流協会 | ☎ 55-3671 ☎ 080-3635-0783 (ポルトガル語) ☎ 090-1860-0783 (英語、タガログ語、 中国語) |
| 外国人の出入国や在留に関する事務 | 名古屋出入国在留管理局 豊橋港出張所 | ☎ 32-6567 |
| 外国人の出入国や在留に関する事務、在留カード | 外国人在留総合 インフォメーションセンター | ☎ 0570-013-904 |

●高齢者の方の生活相談

| | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 生活上の悩み・困りごと | 市役所 長寿介護課 | ☎ 51-3134 |
|-------------|-----------|-----------|

●障害者の方の生活相談

| | | |
|------------|--|--------------------------|
| 地域生活に関すること | とよはし総合相談支援センター 「ほっとぴあ」(豊橋市総合福祉センターあいつピア内) | ☎ 56-4111 FAX 57-2595 |
|------------|--|--------------------------|

●ひとり親家庭相談

| | | |
|-------------------------------|------------|------------------------|
| ひとり親家庭などの支援相談 (就労支援、自立支援等) | 市役所 子育て支援課 | ☎ 51-2320 |
| ひとり親家庭心配ごと電話相談 | 豊橋市母子福祉会 | ☎ 56-7100 (毎月第2火曜日) |

●生活相談


| | | |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 経済的な困りごと相談 生活保護の相談 | 市役所 生活福祉課 | ☎ 51-2313 |
|-----------------------|-----------|-----------|

●農地相談

| | | |
|--------|----------------|-----------|
| 農地の諸問題 | 豊橋市農業委員会(市役所内) | ☎ 51-2950 |
|--------|----------------|-----------|

● 法律のご相談は


○ 法律問題全般

| | | | |
|-------------------------------------|---------------------------------|--|---|
| 市役所安全生活課内 相談室 | ☎ 51-2304 | 毎週水曜日、第3金曜日 午後1時～4時 予約制（電話予約可） 電話相談否 予約は希望日の2週間前から（祝日の場合はその前日） |  |
| 愛知県東三河県民相談室 東三河県庁 （東三河総合庁舎）1階 | ☎ 52-7337 | 毎月第4木曜日 午後2時～3時 予約制（電話予約可） 電話相談否 | |
| つつじが丘 地域福祉センター | ☎ 54-0294 （社会福祉協議会） | 毎月第2金曜日 午後1時～4時 予約制（電話予約可） 電話相談否 | |
| 大清水 地域福祉センター | ☎ 54-0294 （社会福祉協議会） | 偶数月第4木曜日 午後1時～4時 予約制（電話予約可） 電話相談否 | |
| 牟呂 地域福祉センター | ☎ 54-0294 （社会福祉協議会） | 奇数月第4木曜日 午後1時～4時 予約制（電話予約可） 電話相談否 | |
| 法テラス三河 | ☎050-3383-5465 ☎0570-078-342 | 予約制、資力要件有 予約受付 毎週月～金曜日 午前9時～午後5時 | |
| 愛知県弁護士会 東三河支部 | ☎ 56-4623 | 毎週火～金曜日 午後1時30分～4時（有料5,500円） 予約制（電話予約可） 予約受付 毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分 電話相談否 | |


○ 不動産・会社の登記、裁判手続（書類作成・簡裁代理）

| | | | |
|---------------------------------|----------------|---|--|
| 愛知県司法書士会東三河 総合相談センター | ☎ 54-5665 | 毎週水曜日 午後1時～4時（予約制・無料） 電話予約受付 毎週月～金曜日 午前10時～午後3時 ネット予約 愛知県司法書士会HPより 365日24時間受付 電話相談否 | |
| 愛知県司法書士会 （司法書士による電話無 料相談） | ☎050-3533-3707 | 毎週月～金曜日 午前10時～午後1時 | |

○ 司法書士による相続等登記相談（不動産の相続・贈与、会社の登記など）

| | | | |
|------------------|-----------|--|---|
| 市役所安全生活課内 相談室 | ☎ 51-2304 | 毎月第2・4月曜日 午後1時～午後4時 予約制（電話予約可） 電話相談否 予約は相談日の2週間前から（祝日の場合はその前日） |  |
|------------------|-----------|--|---|

○ 行政書士による書類作成相談（契約書、遺言書、遺産分割協議書、農地転用、建築許可など）

| | | | |
|------------------|-----------|--|---|
| 市役所安全生活課内 相談室 | ☎ 51-2304 | 毎月第2金曜日 午後1時～午後3時 予約制（電話予約可） 電話相談否 予約は相談日の2週間前から（祝日の場合はその前日） |  |
|------------------|-----------|--|---|

○ 税理士による無料相談会 税金について全般的な相談

| | | | |
|-------------------------|-----------|-------------------|--|
| 東海税理士会豊橋支部 （商工会議所6階） | ☎ 55-0266 | 毎週土曜日午前10時～正午 要予約 | |
|-------------------------|-----------|-------------------|--|

相続税についてのお知らせ

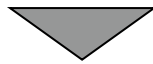
この度の御不幸を心からお悔やみ申し上げます。

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）が「**遺産に係る基礎控除額**」を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して、課税される税金です。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等を御利用ください。



○ 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「**タックスアンサー**」も御利用いただけます。

○ 電話相談センター（国税局税務相談室）

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声により御案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談（1）」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「**電話相談センター**」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

○ 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません^(注)。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「**税理士情報検索サイト**」(<https://www.zeirishikensaku.jp>) で、税理士等の検索が可能となっています。

(注) 弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を經由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

主な施設の住所・連絡先一覧

| 確認欄 | 名称 | 住所 | 電話番号 |
|-----|----------------------------|----------------------------------|----------------------|
| | 豊橋市役所 | 今橋町1番地 | 51-2111 (代表) |
| | 豊橋市役所 市民課 | 今橋町1番地 | 51-2276 |
| | 東部窓口センター | 中岩田一丁目12-2 (岩田市民球場東) | 63-1144 |
| | 二川窓口センター | 大岩町字東郷内56-4 (二川地区市民館横) | 41-0975 |
| | 石巻窓口センター | 石巻本町字市場111 (石巻地区市民館横) | 88-0011 |
| | 南部窓口センター | 富本町字国隠67 | 48-3011 |
| | 高師台窓口センター | 曙町字南松原114 (南消防署裏) | 48-3010 |
| | 大清水窓口センター | 大清水町字彦坂10-7 (ミナクル内) | 25-5106 |
| | 西部窓口センター | 牟呂町字内田22-2 (牟呂地域福祉センター内) | 35-4100 |
| | 駅前窓口センター | 駅前大通二丁目81番地 em CAMPUS EAST 4階 | 53-3315 |
| | 保健所・保健センター 「ほいっぷ」 健康政策課 | 中野町字中原100 | 39-9101 |
| | 保健所・保健センター 「ほいっぷ」 健康増進課 | 中野町字中原100 | 39-9134 |
| | 上下水道局 | 牛川町字下モ田29-1 | 51-2712 |
| | 市営住宅管理センター | 神明町74 豊橋フロントビル 5階 | 57-1006 |
| | 豊橋年金事務所 | 菰口町3-96 | 33-4111 (自動音声1→2) |
| | 名古屋法務局豊橋支局 | 大国町111 | 54-9278 |
| | 豊橋税務署 | 大国町111 | 52-6201 (自動音声1) |
| | 愛知運輸支局 豊橋自動車検査登録事務所 | 神野新田町字京ノ割20-3 | 050-5540-2049 |
| | 軽自動車検査協会 愛知主管事務所豊橋支所 | 神野新田町字京ノ割18 | 050-3816-1771 |
| | 名古屋出入国在留管理局 豊橋港出張所 | 神野ふ頭町3-11 | 32-6567 |

窓口センター 位置図

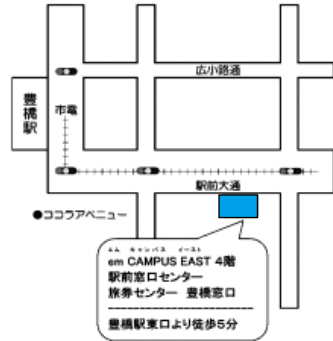
①西部窓口センター

(牟呂地域福祉センター内)
牟呂町字内田 22 番地の 2
TEL 35-4100



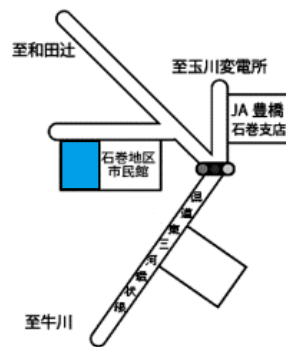
②駅前窓口センター

豊橋市駅前大通二丁目 8 1 番地
em CAMPUS EAST 4階
TEL 53-3315



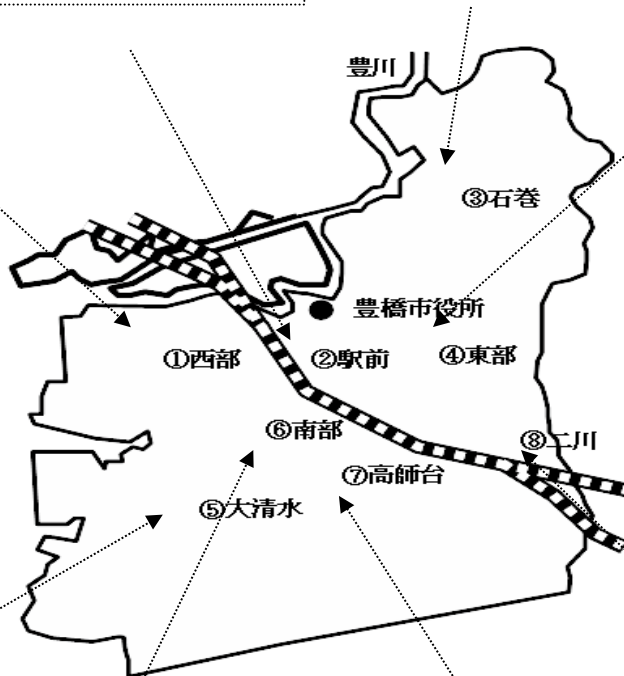
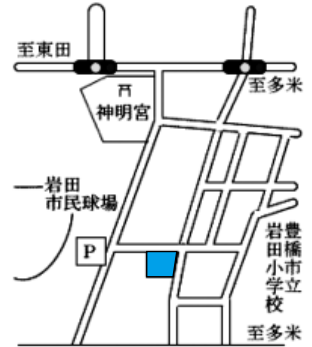
③石巻窓口センター

石巻本町字市場 111 番地
TEL 88-0011



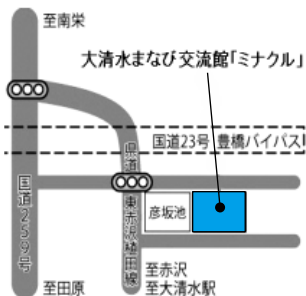
④東部窓口センター

中岩田一丁目 12 番地の 2
TEL 63-1144



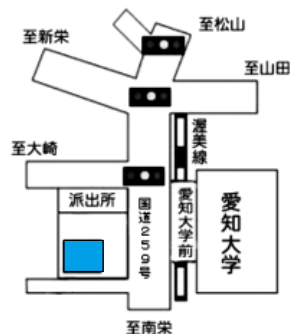
⑤大清水窓口センター

(大清水まなび交流館「ミナクル」内)
大清水町字彦坂 10 番地の 7
TEL 25-5106



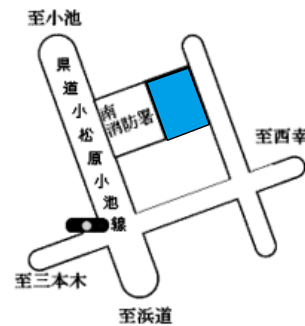
⑥南部窓口センター

富本町字国隠 67 番地
TEL 48-3011



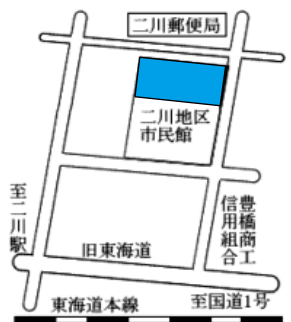
⑦高師台窓口センター

曙町字南松原 114 番地
TEL 48-3010

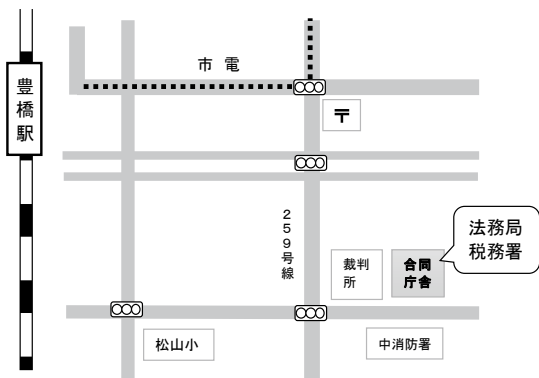


⑧二川窓口センター

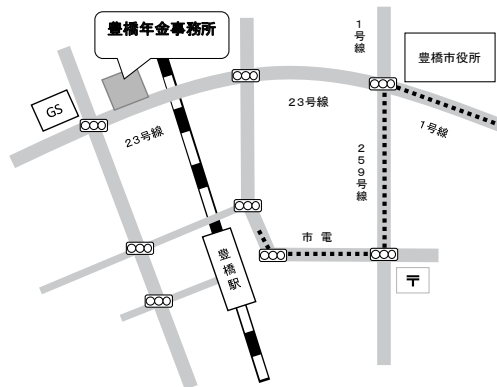
大岩町字東郷内 56 番地の 4
TEL 41-0975



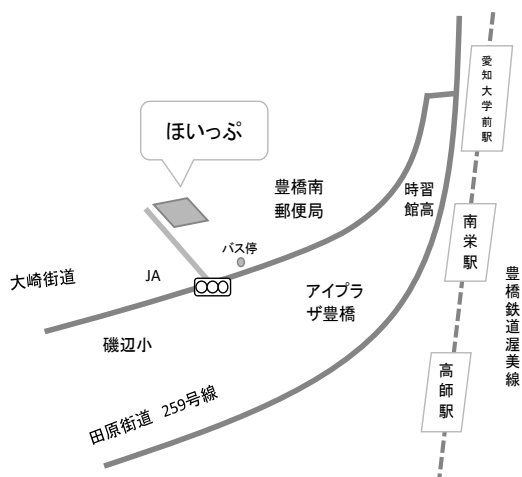
法務局・税務署 位置図



年金事務所 位置図



ほいっぷ (保健所・保健センター) 位置図



所在地 豊橋市中野町字中原 100
(旧国立病院跡地)

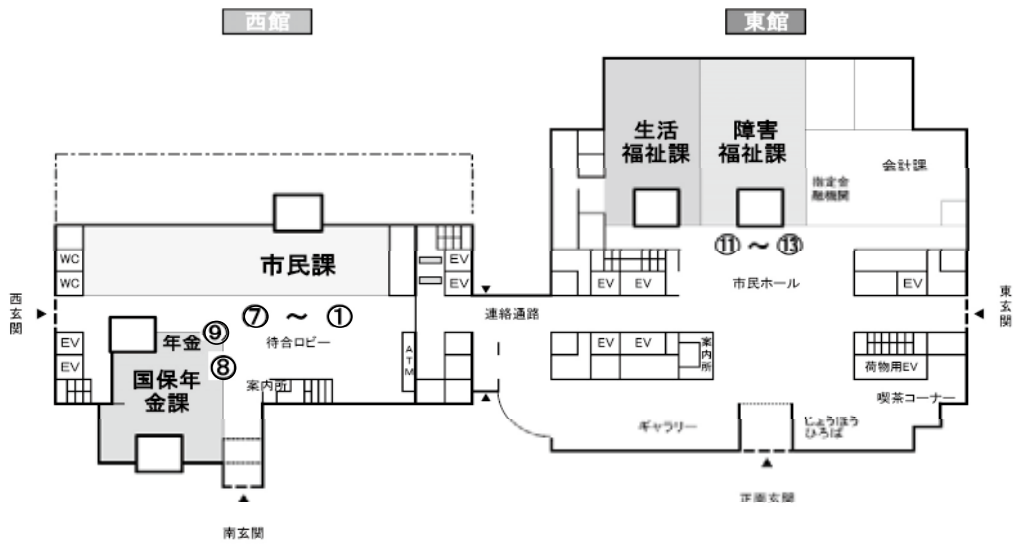
公共交通機関 豊鉄バスー中浜大崎線ー「ほいっぷ前」
停留所下車(豊橋駅より約 20 分)

※豊橋駅からは東口 1 番乗り場をご利用ください。
※小浜大崎線は停車しませんのでご注意ください。

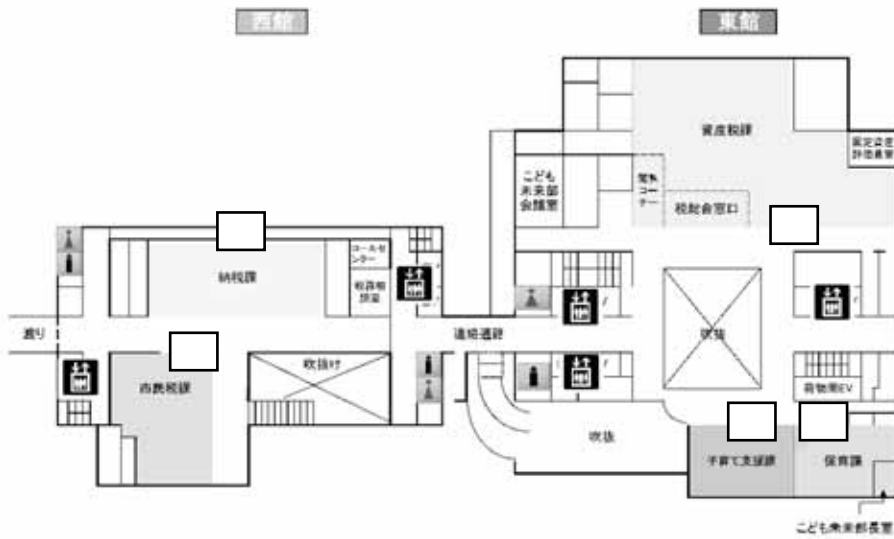
各課案内図

※ □に回る順番を記入してご利用ください

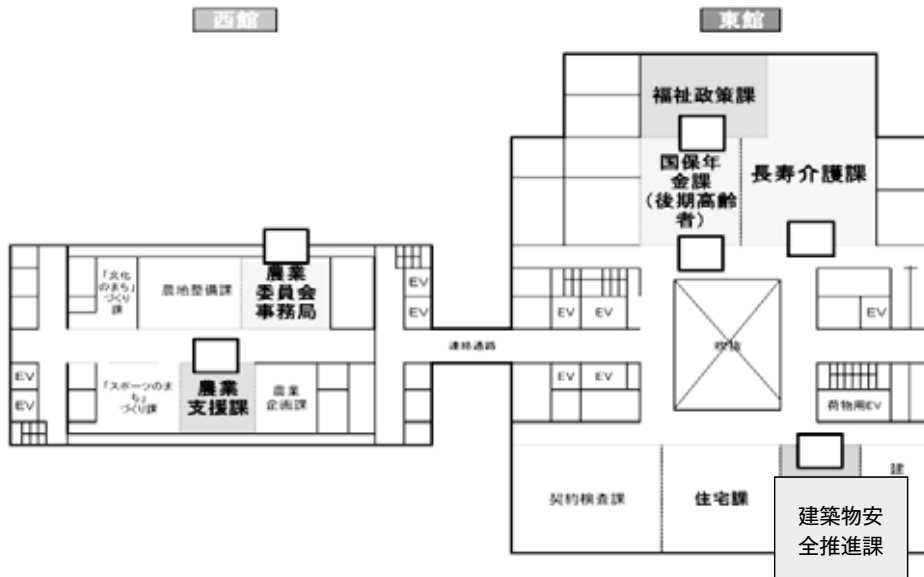
1階



2階

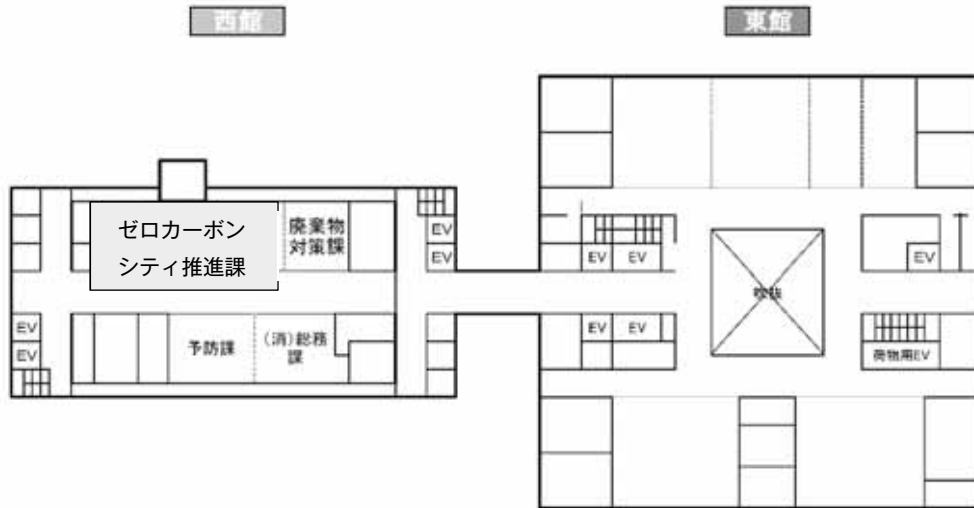


3階



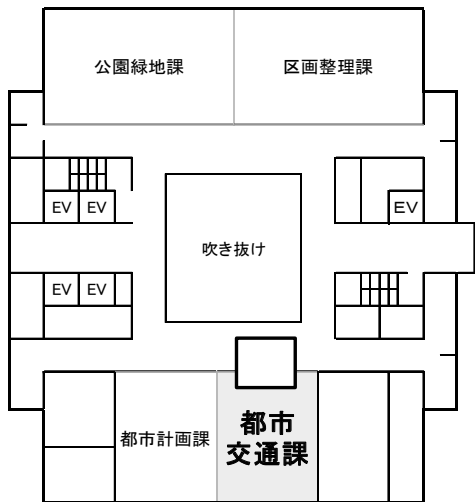
その他

5階



東館 9階

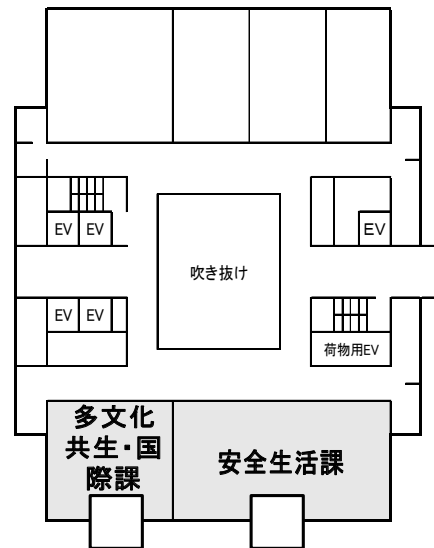
豊城中学校側



東館 12階

豊城中学校側

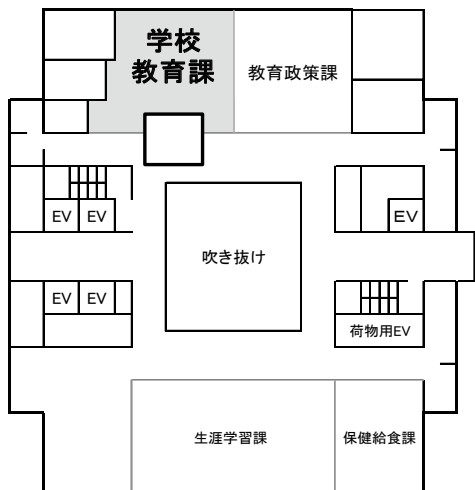
豊橋公園側



東館 11階

豊城中学校側

豊橋公園側



メ モ

A large rounded rectangular box with a blue border and rounded corners, containing ten horizontal blue lines for writing.

ご予約・お問合せ先

<おくやみコーナー>

豊橋市役所市民課（西館 1 階） ☎ 51-2276

（ウェブサイト）

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/41728.htm>

（QR コード）



豊橋市今橋町 1 番地